

お客さま各位

株式会社 三井住友銀行

経済制裁諸規制への対応について

弊行では、各国の経済制裁措置に適切に対応するため、お客さまより外国為替取引等を受け付けた際、外国為替及び外国貿易法（以下、外為法）及び米国財務省外国資産管理室による規制（以下、米国 OFAC 規制）等の規制対象取引に該当しないことを確認しております。

お客さまにおかれましては、弊行に外国為替取引等をご依頼頂く際、外為法、米国 OFAC 規制等の規制対象取引に該当しないことをご確認の上、その旨をご申告頂きますようお願いいたします。なお、弊行での確認にあたっては、下記「お客さまへのお願い」に記載した事項について、お客さまにご協力をお願いすることがございます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○ 外為法における規制対象取引【2025 年 8 月現在】

- イラン、北朝鮮、ロシア、ベラルーシ関連の取引や資産凍結等経済制裁対象者との取引等が規制されています（主な規制については裏面をご確認ください）。規制対象取引に関して、主務大臣の許可を取得している場合は、その旨をご申告ください。

○ 米国 OFAC 規制における規制対象取引【2025 年 8 月現在】

- 米ドルまたは米国人(*1)が関与する取引のうち、以下の取引が規制されています(*2)。

国・地域との取引規制	関係当事者の所在地、関係地に、イラン、キューバ、北朝鮮、ウクライナのクリミア地域、ドネツク人民共和国（自称）、ルハンスク人民共和国（自称）が含まれている取引（なお、ベネズエラ政府やその政府関係者等が含まれている取引、ロシアとの間の一部取引についても規制されています）
制裁対象者との取引規制	関係当事者に、米国政府により特定テロリスト、特定麻薬取引者、特定大量破壊兵器取引者および核拡散防止上問題のある法人・個人等として、制裁対象者に指定されている者が含まれている取引

(*1) 米国市民、及び米国永住者、米国に所在する個人又は団体、及び米国で法人化した団体を指します。

（米国外の支店・子会社などの法人及び非米国法人・金融機関の在米支店・子会社なども含みます）

(*2) なお、最新の規制内容については、米国 OFAC の HP をご確認ください。

○ お客さまへのお願い

- ご依頼人、ご来店者さまの本人確認書類のご提示をお願いすることがあります。
- ご依頼人さまの職業や事業内容、お取引の目的詳細や受取人さまとのご関係、受取人さまの生年月日や国籍、法人の場合には実質的支配者等を確認させて頂くことがあります。
- 送金資金の原資に関し、その内容を証明する書類を確認させて頂くことがあります。
- お客さまよりお伺いした内容やご提出頂いた書類については、原則、記録もしくは写しを頂戴いたします。
- 弊行からの依頼にご対応頂けない場合や、確認させて頂いた内容によっては、お断りさせて頂くことがありますので、ご了承ください。

○ 外為法における主な規制対象取引一覧【2025 年 8 月現在】(*3)

北朝鮮・イラン関連規制	
貿易規制	- 北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入及び仲介貿易取引 - 北朝鮮を仕向地とする貨物の仲介貿易取引
制裁対象者との取引規制	北朝鮮に住所や居所を有する個人若しくは、北朝鮮に主たる事務所を有する法人等への支払(当該個人・法人等が実質的に支配する法人等への支払を含む)
送金目的規制	北朝鮮・イランの核関連活動等に寄与する目的の取引
ロシア・ベラルーシ関連規制	
貿易規制	「ドネツク人民共和国」(自称)又は「ルハンスク人民共和国」(自称)を原産地及び仕向地とする輸出入取引
対外直接投資規制	- ロシアにおいて行われる事業、又はロシア法人等(当該法人が実質的に支配する法人等を含む)が外国において行う事業への対外直接投資に関する取引 - 本邦居住者が他の本邦居住者又は非居住者と共同して設立する組合等の、ロシアでの事業活動に充てるための支払 - 本邦居住者がロシア法人等(ロシアの個人・法人等が実質的に支配する法人等を含む)と共同して設立した組合等の、外国における事業活動に充てるための支払
役務提供規制	- ロシア・ベラルーシの個人・法人等への特定技術の提供に関する取引 - 外為法で指定されるロシア・ベラルーシの特定団体への技術提供に関する取引 - ロシアの個人・法人等への信託業に係る労務又は便益の提供に関する取引 - ロシア法人等への会計・監査、経営コンサルティング、建築、エンジニアリングに係る労務又は便益の提供に関する取引
証券取引規制	- ロシアの政府その他政府機関等が発行した証券の取得又は譲渡に関する取引 - ロシアの政府その他政府機関等による本邦における証券の発行又は募集(これに伴う労務又は便益の提供を含む)に関する取引 - ロシアの特定銀行(当該銀行が株式総数/出資総額の 50%以上を直接所有する団体を含む)による、本邦における証券(償還期限の定めがある場合、30 日超のものに限る)の発行又は募集(これに伴う労務又は便益の提供を含む)に関する取引
上限価格規制	本邦居住者による非居住者との金銭貸付契約又は債務保証契約に係る取引のうち、海上輸送されるロシア産原油又は石油製品の購入又は輸送に関連する取引(購入価格が上限価格を超える取引に限る)
その他規制	
制裁対象者との取引規制	- テロリスト等、外為法で指定される資産凍結等経済制裁対象者(以下、制裁対象者)との支払等(ロシア・ベラルーシの特定の制裁対象者が株式総数/出資総額の 50%以上を直接所有する団体との支払を含む) (※) なお、以下に該当する場合も規制対象となります。 - 直接又は間接的な関与を問わず、実質的に制裁対象者のために行われる支払等(制裁対象者のために、第三者名義で行われる支払等を含む) - 制裁対象者が実質的に支配する法人等との支払等
対外直接投資規制	漁業・皮革又は皮革製品・武器・武器製造関連設備・麻薬等に関連する組合等の、外国における事業活動のための支払

(*3) 最新の規制内容については本邦財務省、経産省の HP をご確認ください。